

豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例（平成22年豊島区条例第40号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 条例11条の規定による指導は、口頭又は指導書（別記第1号様式）により行う。

附則

この規則は、平成23年5月30日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

（表）

	第	号
	年	日
	月	
様	指 導 書	
		豊島区長
あなたの行った行為は、「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」 第7条第1項・第9条・第10条に違反しています。 直ちに、中止・是正してください。 条例を遵守するようご協力をお願いします。		
	担当	部 課
	連絡先	

（裏）

「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」（抜粋） （喫煙者の責務） 第7条 何人も、公共の場所において、歩行中（自転車等乗車中を含む。） に喫煙してはならない。 2 省略 （路上喫煙の禁止） 第9条 何人も、路上喫煙（第7条第1項に規定する場合を除く。）をして はならない。ただし、吸い殻入れ（携帯用吸い殻入れその他これに類する 容器を除く。）のある場所においては、この限りでない。 （ポイ捨ての禁止） 第10条 何人も、道路、公園（児童遊園を含む。）、広場、駅又は地下道 において、ポイ捨てをしてはならない。
